

船橋市3歳未満児幼稚園定期預かり事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、多様な保育ニーズへの対応及び保育の受け皿を確保することを目的に、一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日付け27文科初第238号及び雇児発0717第11号）別紙一時預かり事業実施要綱（以下「国実施要綱」という。）4（3）幼稚園型Ⅱの規定に基づき、幼稚園において、保育を必要とする満3歳未満児を受入れる船橋市3歳未満児幼稚園定期預かり事業（以下「事業」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定める。

(実施施設)

第2条 事業の実施施設は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定するもののうち、市長が承認した船橋市内に設置されている私立幼稚園（以下「幼稚園」という。）とする。

(事業の申請及び廃止の手続き)

第3条 前条の承認を受けようとする幼稚園の設置者は、船橋市3歳未満児幼稚園定期預かり事業承認申請書（第1号様式）を事前に市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の船橋市3歳未満児幼稚園定期預かり事業承認申請書の提出があった場合は、内容を審査し船橋市3歳未満児幼稚園定期預かり事業承認通知書（第2号様式）又は船橋市3歳未満児幼稚園定期預かり事業却下通知書（第3号様式）により、当該事業の承認又は却下について通知するものとする。

3 前項の規定により承認を受けた幼稚園の設置者（以下「事業実施者」という。）が事業を廃止する場合には、事前に市長に船橋市3歳未満児幼稚園定期預かり事業承認の取消届出書（第4号様式）を提出しなければならない。

(対象児童)

第4条 事業の対象となる児童は、船橋市内に居住している、満3歳未満の小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。）であって、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の5で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるものとして市長の認定を受けた児童（以下「対象児童」という。）とする。

(開所時間・開所日)

第5条 開所時間は1日につき8時間以上とする。

2 開所日は、年間を通じて月曜日から金曜日、または月曜日から土曜日までとする。ただし、次の各号に掲げる日はこの限りではない。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日、12月29日から12月31日。

(2) 事前に市長の承認を得た日

(受入れ)

第6条 事業実施者は、児童の受入枠について、あらかじめ市と相談の上、設定しなければならない。

2 事業の利用開始日は各月の1日とし、利用を希望する対象児童の保護者は、別表第1に規定する期日までに事業実施者に申込を行わなければならない。

3 事業実施者は、対象児童の保護者からの利用の申込について、受入枠の範囲では、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。また、受入枠を超える申込があった場合には、市が算定した保育の必要度の高い者から優先して受入れを行わなければならない。

4 保育の必要度については、船橋市保育の利用に関する規則（以下「保育の利用に関する規則」という。）別表及び船橋市保育所等利用調整事務取扱要綱（以下「利用調整要綱」という。）別表第2及び別表第3を準用し、算定する。ただし、保育の利用に関する規則別表の規定中「希望保育所等」とあるのは「希望幼稚園」と、「市内の保育所等」とあるのは「市内の幼稚園」と、「保育所等における保育の利用を希望する月」とあるのは「幼稚園における保育の利用を希望する月」と、利用調整要綱別表第3の規定中「保育所等における」とあるのは「幼稚園における」とそれぞれ読み替えて適用するものとする。

5 事業実施者は、受入れる児童（以下「受入れ児童」という。）を決定した場合は、船橋市3歳未満児幼稚園定期預かり事業受入対象者報告書（第5号様式）により市長に報告しなければならない。

6 受入れ児童については、受入れ時点だけではなく、受入れ期間中においても保育を必要とする要件に該当し続けていることを要件とする。

7 事業実施者は、受入れ児童が幼稚園に入園した後においても、引き続き受入れが可能となるよう、保護者の就労の状況等を踏まえて、適切に預かり保育を行わなければならない。

（費用負担）

第7条 事業実施者は、事業の実施にあたって、受入れ児童の保護者に利用料及び必要に応じて実費負担を求めることができる。

2 前項の受入れ児童一人あたりの利用料は、給食費込みで月額上限37,000円とし、事業実施者が決定する。

（職員配置）

第8条 事業実施者は、2歳児の受入れを行う場合は、国実施要綱4（3）I⑤に規定する基準を遵守しなければならない。

2 事業実施者は、0・1歳児の受入れを行う場合は、国実施要綱4（3）II⑤に規定する基準を遵守しなければならない。

（設備基準及び保育の内容）

第9条 事業実施者は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第1項第2号のイ、ニ及びホに定める設備及び教育・保育の内容に関する基準を遵守しなければならない。ただし、乳児室の面積は乳児又は満2歳に満たな

い幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

- 2 事業実施者は、2歳児の受入れを行う場合は、保育所保育指針等や「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点について」（平成19年3月31日文科科学省初等中等教育局長通知）を踏まえ、2歳児の発達段階上の特性を踏まえた保育を行うよう留意しなければならない。
- 3 事業実施者は、乳児の受入れを行う場合は、児童福祉法施行規則第36条の35第1項第2号イの規定中「幼児」とあるのは「乳児及び幼児」と読み替えてその基準を遵守しなければならない。なお、保育所保育指針等を踏まえ、0・1歳児の発達段階上の特性を踏まえた保育を行うよう留意すること。
- 4 給食の提供については、必須としない。ただし、事業実施者が、食事の提供を行う場合（外部搬入の場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

（補助金の種類等）

第10条 補助金の種類等については、別表第2に掲げるとおりとする。なお、別表第2の各単価については、各年度4月1日時点の満年齢のものを適用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、4月以外の月から利用開始した受入れ児童については、当該年度中は利用開始日時点の満年齢のものを適用する。

（補助金の申請）

第11条 この要綱に定める補助金の交付を受けようとする事業実施者（以下「申請者」という。）は、次の各号に定める期日までに、船橋市3歳未満児幼稚園定期預かり事業補助金交付申請書（第6号様式）に、次項に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長が認める場合においてはこの限りではない。

- (1) 4, 5, 6月分 7月15日まで
- (2) 7, 8, 9月分 10月15日まで
- (3) 10, 11, 12月分 1月15日まで
- (4) 1, 2, 3月分 3月31日まで

- 2 前項の規定による、船橋市3歳未満児幼稚園定期預かり事業補助金交付申請書（第6号様式）に添えて申請する書類は次のとおりとする。

- (1) 船橋市3歳未満児幼稚園定期預かり事業年間計画書（第7号様式）（第1期申請分に添付。ただし、年度途中から実施する場合は当該年度における初回の交付申請時に添付すること。）
- (2) 船橋市3歳未満児幼稚園定期預かり事業利用児童名簿（第8号様式）
- (3) 船橋市3歳未満児幼稚園定期預かり事業実績報告書（第9号様式）

- 3 前項第1号の規定により提出した年間計画書の内容に年度途中で変更が生じる場合は、事前に変更後の内容を記載した船橋市3歳未満児幼稚園定期預かり事業年間計画書（第7号様式）を提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付

の可否を決定し、その旨を船橋市3歳未満児幼稚園定期預かり事業補助金交付可否決定通知書（第10号様式）により、申請者に通知する。

（交付の時期）

第13条 第11条の規定による申請に係る補助金については、前条に規定する交付決定後に交付するものとする。

（交付決定の取消等）

第14条 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた事業実施者があるときは、市長は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

（関係書類の整備）

第15条 申請者は、事業に係る収支を記載した帳簿を備え、当該収支についての証拠書類を整理し、補助金の額の決定の日の属する年度の終了後、5年間保管しておかなければならない。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和3年8月4日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。